

# 平成24年度環境省政策評価実施計画

平成24年 4月 1日  
環 境 省

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第7条第1項の規定及び「環境省政策評価基本計画」（以下「基本計画」という。）に基づき、環境省の行う事後評価に関する実施計画を下記のとおり定める。

## 記

### 1 計画期間

本実施計画の計画期間は、平成24年 4月 1日から平成25年 3月31日までの1年間とする。

### 2 計画期間において事後評価の対象とする政策

法第7条第2項第1号に規定する政策評価は、環境省が行う主要な政策のすべてを対象とし、共通の方針を有する施策に含まれる目標のまとまりを単位として実施する。

具体的には、別添1の「環境省施策体系」に掲げる「施策と各施策に含まれる目標」を対象とする。

租税特別措置等に係る政策については、期限の定めのない措置や10年以上にわたって存続している措置から、計画的に対象とする。

### 3 事後評価の方法等

#### (1) 評価方式

実績評価方式による評価を基本として実施する。

#### (2) 評価の実施方法等

実績評価方式による評価においては、評価対象の施策に含まれる目標毎にあらかじめ設定した目標について、その達成状況を可能な限り客観的な指標等によって測定を行い、施策に係る現状及び課題等の分析を踏まえて、評価を行う。

① 「環境省施策体系」の各施策を実施する部局の総括課は、関係課室等と協力しつつ、別紙1の様式による事前分析表を「環境省施策体系」に掲げる「各施策に含まれる目標」ごとに作成し、別途政策評価広報課の定める期日までに提出する。

② 「環境省施策体系」の各施策を実施する部局の総括課は、関係課室等と協力しつつ、別紙2の様式による評価書を「環境省施策体系」に掲げる「各施策に含まれる目標」ごとに作成し、別途政策評価広報課の定める期日までに政策評価広報課に提出する。

ただし、評価書の「施策に関する評価結果」欄中、「目標期間終了時点の総括」欄への記入は、目標期間が終了した時点等に記入する他、別途定める別添2の「評価実施計画」に基づき、施策ごとに重点的に評価すると定められた年度において記入する。

③ 「環境省施策体系」の各施策を実施する部局の総括課は、行政事業レビューに係る実施状況等を踏まえ、別紙3の様式による施策と達成手段の整理表を「環境省施策体系」に掲げる「各施策に含まれる目標」ごとに作成し、別途政策評価広報課の定める期日までに提出する。

④ 政策評価広報課は、提出された各評価書等について各施策の総括課と連絡調整を図り、

必要であればヒアリングを行い、政策評価書（事後評価）（案）を作成する。

⑤ 政策評価広報課は、政策評価書（事後評価）（案）に対し、政策評価委員会の意見を求め、原則として8月末を目途に平成23年度環境省政策評価書（事後評価）を作成、公表し国民からの意見・要望を受け付け、寄せられた意見・要望については関係する部局で適切に活用するものとする。

⑥ 評価の結果は、平成25年度の重点施策の企画立案及び予算要求等において活用することとし、PDCAサイクルを適切に機能させていくことに努める。

政策評価広報課は、評価結果の政策への反映について、必要に応じて施策の関係課室等に対して意見を述べる。

# 環境省施策体系(案)

施策体系		
施策(評価対象単位)	各施策に含まれる目標の名称	
環境省の使命	1.地球温暖化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>1-1. 地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり</li> <li>1-2. 国内における温室効果ガスの排出抑制</li> <li>1-3. 森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保</li> <li>1-4. 市場メカニズムを活用した海外における地球温暖化対策の推進</li> </ul>
	2.地球環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>2-1. オゾン層の保護・回復</li> <li>2-2. 地球環境保全に関する国際連携・協力</li> <li>2-3. 地球環境保全に関する調査研究</li> </ul>
	3.大気・水・土壌環境等の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>3-1. 大気環境の保全(酸性雨・黄砂対策を含む)</li> <li>3-2. 大気生活環境の保全</li> <li>3-3. 水環境の保全(海洋環境の保全を含む)</li> <li>3-4. 土壌環境の保全</li> <li>3-5. ダイオキシン類・農薬対策</li> <li>3-6. 東日本大震災への対応(環境モニタリング調査)</li> </ul>
	4.廃棄物・リサイクル対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>4-1. 国内及び国際的な循環型社会の構築</li> <li>4-2. 各種リサイクル法の円滑な施行によるリサイクル等の推進</li> <li>4-3. 一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)</li> <li>4-4. 産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)</li> <li>4-5. 廃棄物の不法投棄の防止等</li> <li>4-6. 浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理</li> <li>4-7. 東日本大震災への対応(災害廃棄物の処理)</li> </ul>
	5.生物多様性の保全と自然との共生の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>5-1. 基盤的施策の実施及び国際的取組</li> <li>5-2. 自然環境の保全・再生</li> <li>5-3. 野生生物の保護管理</li> <li>5-4. 動物の愛護及び管理</li> <li>5-5. 自然とのふれあいの推進</li> <li>5-6. 東日本大震災への対応(自然環境の復旧・復興)</li> </ul>
	6.化学物質対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>6-1. 環境リスクの評価</li> <li>6-2. 環境リスクの管理</li> <li>6-3. 国際協調による取組</li> <li>6-4. 国内における毒ガス弾等対策</li> </ul>
	7.環境保健対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>7-1. 公害健康被害対策(補償・予防)</li> <li>7-2. 水俣病対策</li> <li>7-3. 石綿健康被害救済対策</li> <li>7-4. 環境保健に関する調査研究</li> </ul>
	8.環境・経済・社会の統合的向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>8-1. 経済のグリーン化の推進</li> <li>8-2. 環境に配慮した地域づくりの推進</li> <li>8-3. 環境パートナーシップの形成</li> <li>8-4. 環境教育・環境学習の推進</li> </ul>
	9.環境政策の基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>9-1. 環境基本計画の効果的実施</li> <li>9-2. 環境アセスメント制度の適切な運用と改善</li> <li>9-3. 環境問題に関する調査・研究・技術開発</li> <li>9-4. 環境情報の整備と提供・広報の充実</li> </ul>
	10.放射性物質による環境の汚染への対処	<ul style="list-style-type: none"> <li>10-1. 放射性物質により汚染された廃棄物の処理</li> <li>10-2. 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等</li> </ul>

(44目標)

## 評価実施計画

目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について（平成24年3月27日）政策評価各府省連絡会議了承及び従来の重点的評価実施計画の考え方を踏まえて、環境省施策体系において評価を実施する年度を下記のとおり計画的に実施することとする。

施策名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	(参考)平成28年度
1. 地球温暖化対策の推進	○	○	○	○	○	○
2. 地球環境の保全			○			○
3. 大気・水・土壌環境等の保全	○		○		○	
4. 廃棄物・リサイクル対策の推進		○		○		○
5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進	○		○		○	
6. 化学物質対策の推進		○		○		○
7. 環境保健対策の推進		○			○	
8. 環境・経済・社会の統合的向上	○		○		○	
9. 環境政策の基盤整備	○			○		
10. 放射性物質による環境の汚染への対処	—	○	○	○	○	○
評価施策数	5	5	6	5	6	5

## (評価の対象)

「○」を付した年度は、通常の評価を行う年度。

空欄となっている年度は、モニタリング評価を行う年度。

(モニタリング評価とは、評価書様式の目標期間終了時点の総括欄への記入が不用である年度。ただし、記載すべき内容がある場合は該当する部分の評価を記載することとする。)

「10. 放射性物質による環境の汚染への対処」については、国民の関心の高さ等を踏まえ、毎年度評価の対象とする。

## (従来の重点的評価実施計画の考え方)

1. 「1. 地球温暖化対策の推進」については、京都議定書の第1約束期間が始まるほか、内閣の重要政策としての位置付け、国民の関心の高さ等を踏まえ、毎年度重点的評価の対象とする。

2. 環境基本計画における環境保全施策の体系のうち、「第1節 環境問題の各分野に係る施策（「3. 大気・水・土壌環境等の保全」から「6. 化学物質対策の推進」）」については、隔年度毎に重点的評価の対象とする。

なお、「2. 地球環境の保全」については、「1. 地球温暖化対策の推進」を毎年度重点的評価の対象にすることを考慮し、おおむね3年度毎に重点的評価の対象とする。

3. 環境基本計画における環境保全施策の体系のうち、「第2節 各種施策の基盤となる施策（「7. 環境保健対策の推進」から「9. 環境政策の基盤整備」）」については、上記施策より長期的な視点から評価の重点化を行うこととし、3年度毎に重点的評価の対象とする。

なお、「8. 環境・経済・社会の統合的向上」については、最近の市民や地域における取組が重視されていることを踏まえ、隔年度に重点的評価の対象とする。

4. 重点的評価実施計画の計画期間は、現行政策評価基本計画の期間（平成27年度まで）とし、各年度において重点的に評価する施策数は、4施策程度とする。

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2

(環境省23-)

施策名					
施策の概要					
達成すべき目標					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	当初予算(a)				
	補正予算(b)				
	繰り越し等(c)			(※記入は任意)	
	合計(a+b+c)			(※記入は任意)	
	執行額(千円)			(※記入は任意)	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)					

測定指標		基準値	実績値					目標値
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
	年度ごとの目標値							
		基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
年度ごとの目標値								
		施策の進捗状況(実績)					目標	
						年度		

施策に関する評価結果	目標の達成状況	
	目標期間終了時点の総括	

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名		作成責任者名		政策評価実施時期	
-------	--	--------	--	----------	--

## 【施策と達成手段の整理表】（記載例）

環境省(24-2関係)

## 施策

## 24-2 国内における温室効果ガスの排出抑制

## 達成手段

- (1) 気候変動枠組条約・京都議定書拠出金（001気候変動枠組条約・京都議定書拠出金）
- (2) 地球温暖化対策推進法施行推進経費等（002地球温暖化対策推進法施行推進経費等）
- (3) 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度基盤整備事業費等（003温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度基盤整備事業費等）
- (4) 温室効果ガス排出量・吸収量管理体制整備費（004温室効果ガス排出量・吸収量管理体制整備費）
- (5) 地方公共団体毎の二酸化炭素排出量調査・推計業務（005地方公共団体毎の二酸化炭素排出量調査・推計業務）
- (6) .
- (7) .
- (8) .
- (9) .
- (10) .
- . .
- . .
- . .